

令和2年

第2回定例会

会議録

令和2年6月11日

令和2年第2回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

令和2年6月11日(木) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- | | | |
|-----|----|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会 期 の 決 定 〔議 長 諸般の報告〕 |
| 日程第 | 3 | 閉会中の継続調査の申し出について 〔町 長 行政報告〕 |
| 日程第 | 4 | 一 般 質 問 |
| 日程第 | 5 | 報告第 1号 令和元年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 | 6 | 報告第 2号 出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況について |
| 日程第 | 7 | 議案第 1号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 8 | 議案第 2号 江差町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 9 | 議案第 3号 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 10 | 議案第 4号 江差町介護保険条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 11 | 議案第 5号 令和2年度江差町一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第 | 12 | 議案第 9号 令和2年度江差町一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程第 | 13 | 議案第 6号 令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 | 14 | 議案第 7号 江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の締結について |
| 日程第 | 15 | 議案第 8号 財産の取得について |

| | | | | |
|-----|----|-----|----|---|
| 日程第 | 16 | 選挙第 | 1号 | 江差町選挙管理委員会委員の選挙について |
| 日程第 | 17 | 選挙第 | 2号 | 江差町選挙管理委員会委員補充員の選挙について |
| 日程第 | 18 | 発議第 | 1号 | 最低賃金の改善と中傷企業支援策の拡充を求める意見書の提出について |
| 日程第 | 19 | 発議第 | 2号 | 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について |
| 日程第 | 20 | 発議第 | 3号 | 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 日程第 | 21 | 発議第 | 4号 | 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について |
| 日程第 | 22 | 発議第 | 5号 | 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について |
| 日程第 | 23 | 発議第 | 6号 | 「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書の提出について |
| 日程第 | 24 | 発議第 | 7号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 日程第 | 25 | 発議第 | 8号 | 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 日程第 | 26 | 発議第 | 9号 | 令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置について |

◎ 出席議員（12名）

| | | |
|---|---|-------|
| 議 | 長 | 打越東亜夫 |
| 副 | 議 | 萩原徹 |
| 議 | 員 | 薄木晴午 |
| | | 飯田隆一 |
| | | 室井正行 |
| | | 塚本眞 |
| | | 西海谷望 |
| | | 小梅洋子 |
| | | 小野寺真 |
| | | 小林くにこ |
| | | 出崎太郎 |
| | | 大門和幸 |

◎ 出席説明者

| | | |
|------------|---|-------|
| 町 | 長 | 照井誉之介 |
| 副 | 町 | 田畑明 |
| 教 | 育 | 太田誠 |
| 総 | 務 | 中川智 |
| まちづくり推進課 | 長 | 尾山徹 |
| 財 | 政 | 斉藤敏己 |
| 税 | 務 | 梅川年代 |
| 町民福祉課 | 長 | 竹内強 |
| 健康推進課 | 長 | 白鳥智子 |
| 産業振興課 | 長 | 出崎雄司 |
| 追分観光課 | 長 | 安田克臣 |
| 建設水道課 | 長 | 岸田雄治 |
| 高齢あんしん課 | 長 | 三好泰彦 |
| 出納室 | 長 | 岸田真由美 |
| 学校教育課 | 長 | 岸田礼治 |
| 社会教育課 | 長 | 大坂敏文 |
| 総務課主幹 | | 畑竜哉 |
| まちづくり推進課主幹 | | 長尾恵一 |

（議会事務局）

| | | |
|---|---|------|
| 局 | 長 | 清水直樹 |
| 書 | 記 | 森直彦 |

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和2年第2回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、3番、小林議員、4番、小野寺議員を指名致します。

(議長)

次に、日程第2、会期の決定について、を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」（報告）

議会運営委員会から、報告致します。

最初に、委員会の開催状況であります。当委員会は5月25日、6月3日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議致しました。

次に、今定例会の議案、一般質問等についてであります。今定例会には、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを始め、8件の議案が提出されている他、報告2件、選挙2件、議員発議として9件、一般質問は6名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

次に、会期の日程についてであります。5月25日の委員会の協議を経て、会期の日程は6月11日から12日までの2日間として協議してきましたが、その後、6月3日の委員会で、議案審議内容や今般の新型コロナウイルスの感染防止の観点から、会期を6月11日の1日間とすることと致しました。議員理事者側共々、ご協力をお願い致します。

次に、一般質問についてでございます。これまでと同様に一問一答方式として、質問の回数は、再再質問まで認められますが、今議会については、先の理由のとおり、1回の質問で、終了するよう努めて頂きたい。そのためにも、理事者の答弁も質問の主旨に噛み合ったものになるように努めて頂きたい。質問の時間についてです。従来通り、答弁を含め60分の時間制としますが、議長の許可を得た場合、30分まで延長を許可することとしました。ただ、先に述べたとおり、今議会については、極力、簡潔を旨として頂きたい。また、質問答弁については、議員は一回目の質問から自席で、自席で、理事者は一回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は、自席で行うことと致します。理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。また、一般質問や議案等の質疑で、感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いを致します。

次に、理事者の議案説明についてです。理事者の議案説明についても、既に、議員全員協議会等で説明している箇所は、簡潔明瞭にするなど、感染症予防対策のための協力をお願い致します。

最後であります。感染症予防対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大は、終息しておりません。国、道の緊急事態宣言措置は全面解除となりましたが、今だ、治療法は確立されておらず、根本的な解決には至っておりません。一番、注意しなければならないことは、潜伏期間が長く、自覚症状がない方からでも、感染が拡大されるという特徴であります。自席の距離や議場の換気等、新しい生活様式に即した対応を模索しております。議員、理事者含め、本議会の運営に対して、皆様のご理解とご協力を頂きたく、お願いを申し上げます。以上、議会運営委員会におい

て、協議した結果を報告と致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とし、一般質問については、一問一答方式で行い、質疑については自席で行い、答弁については、1回目は演題で、2回目以降は、自席で行うことと致します。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分以内の時間制を採用して行うこととし、それを超える場合は、議長の判断を得て、30分まで延長することが出来るものと致します。理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て、反問出来ることとし、それに要する時間は60分の時間外とすることに決定致しました。

なお、新型コロナウイルス対策として、説明質疑及び審議に当たっては、可能な限り時間を短縮に努め、迅速な議会運営を図って参りたいと思っております。

また、庁内換気は、出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力を宜しくお願い致します。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了解願います。

(議長)

日程第3、閉会中の継続調査の申し出を議題と致します。各常任委員会、各特別委員会から、議会規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(行政報告)

始めに、令和元年度江差町各会計決算見込みについて、ご報告申し上げます。

令和元年度の各会計につきましては、5月末をもって出納閉鎖を致しましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額5億8,286万3千円に対し、歳出総額5億6,308万5千円、歳入歳出差引1億6,977万8千円となりました。このうち、繰越明許費の繰越により、翌年度へ繰り越すべき財源として、3,479万1千円を差し引いた後の実質収支が、1億3,498万7千円となりました。このうち、地方自治法第233条の2、但し書きの規定により、7,000万円を財政調整基金に積立し、残額6,498万7千円は令和2年度に繰り越し致しました。これにより、令和元年度末の現在高に決算剰余金処分による積立額を加えた財政調整基金の現在高は、2億3,020万円となりました。令和元年度決算につきましては、歳入の面では、町税収入や、地方交付税交付額が、当初見込みを上回ったこと。歳出の面では、各種建設事業費の減少や、特別会計への繰り出しが当初の見込みを下回ったことなどが、収支の結果に繋がったものでございます。

以下、各特別会計の決算見込みにつきましては、資料のとおりとなっておりますので、割愛させていただきます。

次に、令和元年度江差町水道事業会計決算概要についてでございます。令和元年度の水道事業会計につきましては、3月末をもって決算を致しましたので、その概要についてご報告申し上げます。当年度の損益計算において、営業収益で2億6,741万2千円、営業費用では2億5,382万1千円となり、1,359万1千円の営業利益となるものです。また、営業外収益は1億8,350万8千円、営業外費用では5,909万5千円となり、1億2,441万3千円の利益を生じ、営業利益と合わせて、1億3,800万4千円の経常利益となり、当年度は特別利益

損失がありませんので、同額の純利益となるものでございます。本決算により、当年度純利益1億3,800万4千円から前年度、未処理欠損金8,620万5千円を差し引いた、5,179万8千円が利益剰余金となるものでございます。また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますので割愛させていただきます。

次に、江差町とサツドラホールディングス株式会社との共同事業に関する協定書締結について、ご報告申し上げます。本件につきましては、去る3月12日開催の議会全員協議会において、協定書締結に至りました経緯と、その概要について、ご説明申し上げたところであり、また、既に新聞等で報道されておりますが、3月27日に取り行いました、調印式によりまして、町内でドラックストアを2店舗構えるサツドラホールディングス株式会社との、いわゆる包括連携協定を締結致したところであります。本協定は、両者が多様な連携を通じて、互いの資源や特色を生かした事業に共同して取り組むことにより、地域の活性化及び、住民サービスの向上に資することを目的としているものでございます。主な事業分野につきましては、まちづくりや地域の振興発展、歴史文化観光資源の活用、地域振興を担う人材育成等としているところであり、今年度、第1段の取り組みと致しまして、スマホアプリを活用した健康づくり事業を進めて行くこととしております。今後は、鷗島周辺の観光交流拠点化を図る、北の江の島の事業推進にあたりましても、官民共同の中で更に連携を深めて参りますので、ご理解下さるようお願い致します。

最後に、江差町上ノ国町自治体間連携協力に関する協定について、ご報告申し上げます。令和2年度町政執行方針で表明しておりました、江差町民と上ノ国町民の総合交流を図ることを目的として、兼ねてより協議をしておりました、江差町社会体育施設及び江差町文化財施設と上ノ国町社会体育施設の総合利用について、このたび、両者において、7月1日から実施することで、協議内容の合意がなされたことに併せまして、両町間の連携協定締結に向けた動きについて、ご報告させていただきます。

まず、施設相互利用の具体的な合意内容であります。江差町社会体育施設のうち、うみ街信金ボールパーク、江差町民テニスコート、江差町民多目的広場、朝日町民体育館、水堀町民プールの5箇所と、江差町文化財施設のうち、旧中村家住宅、旧檜山爾志郡役所、旧関川家別荘の3箇所を使用料及び入館料について、上ノ国町民は、江差町民と同様に取り扱いをすることと致しました。更に、上ノ国町民の社会体育団体につきましては、合意致しました全ての社会体育施設の利用について、江差町体育団体と同様に、5割減免で利用出来ることとなります。上ノ国町の社会体育施設についてですが、上ノ国町スポーツセンター、天の川ふれあい広場の2箇所については、現在、上ノ国町民が個人で使用する際は、無料となっております。江差町民も無料となります。これによって、江差町民と上ノ国町民の双方は、両町の利用規定に沿って、更に、相互交流の促進が期待されます。

また、高校性以下に利用につきましては、両町のどの社会体育施設を利用して、使用料が無料となることから、活発な利用効果が期待でき、一層の相互交流が図られることとなります。

次に、両町の連携協定に関してです。両町はこれまでも江差町の水源として、上ノ国町内にダムを整備、下水道事業でも町内砂川の処理施設を両町で整備運営しているのを始め、現在、新たな給食センター整備に向けて、2町協議の中で、動き出ししているところであり、隣接する町同士として、行政コストの軽減を図る観点での連携を進めてきたところです。更に、今定例会では、北海道市町村振興協会の補助事業を活用しながら、両町で関東圏へのプロモーションや、ふるさと納税返礼品開発などを念頭においた、2町による連携事業を実施して行くことで、補正予算を提案させて頂いております。この様に、施設の相互利用をきっかけとし、今後との両町の連携により、町民生活の豊かさを高めるとともに、行政運営上のコストの削減、あるいは、PR効果を狙う展開を模索するため、今月末までに、江差上ノ国両町による連携協定の締結を行うこととしております。今後とも、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。本定例会の一般質問はお手元に配付のとおり、6名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可いたします。

まず、飯田議員の発言を許可致します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

「飯田議員」

「飯田議員」

おはようございます。

私は、第2回定例会にあたりまして、2問6項目について質問いたします。

まず第1問目でございます。新型コロナウイルス感染対策とその財源確保についてであります。本件につきましては、第1回定例会でも質問をいたしました。江差町では、感染予防対策、経済対策、ともに迅速に対応され、幸いにも当町では現在感染者は出ておらない状況であります。緊急事態宣言も解除されました。しかしながら、今後とも予断を許さない状況であります。リーマンショック以上の経済不況が予測されますが、当町においては、3大祭りをはじめ、多くのイベント行事等が縮小中止を余

儀なくされた状況であります。町の経済には計り知れない大きなダメージが予想されます。縮小や中止となる事業の件数や関連する経費を伺いたいと思います。

次に、本年度予算の中で、各団体や行事等の実行委員会等に補助した予算の中で、削減可能なものについては見直し、削減をして、国の第2次補正予算を視野に入れ、感染予防対策、緊急経済対策は早急に示すべきと考えますが、町長の所見を求めたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

飯田議員から新型コロナウイルス感染対策とその財源対策について、2点のご質問がございました。

まず1点目の中止縮小となる事業の件数と関連経費に関するご質問でございますが、現時点ではご案内のとおりかもめ島祭りと姥神大神宮渡御祭、江差追分全国大会の3大祭りの中止が決定しております。これらに係る予算ですが、かもめ島祭りと江差追分全国大会は、それぞれ江差観光コンベンション協会、江差追分会に補助金として支出しているものであり、特定のイベントへの補助金ではなく、運営補助として団体の運営経費並びに実施事業全体に対して補助をしていることや、今後中止した事業に代わる事業の実施を検討することも想定されるため、補助金の減額の必要性は今後において検討させていただきます。

一方、姥神大神宮渡御祭に関しては、警備や仮設トイレ、ごみ処理等の経費を町で予算計上しており、その予算額およそ2百万円は執行しない予定であります。

また、石川県珠洲市との交流事業や芸術鑑賞事業を中止としたほか、中体連などの大会が軒並み中止となったことから、大会出場経費に対する補助のほとんどが執行しない予算となっております。現時点において確定的な件数と予算額は、細かなものもありますが、ただいま申し上げました姥神大神宮渡御祭、観光客受け入れ、石川県珠洲市交流、文化振興事務の芸術鑑賞事業、中体連等出場補助の4件で、約550万円程度であると把握しております。

緊急事態宣言が終了し、外出自粛や他地域との往来なども段階的に緩和されていくこととなりますが、新北海道スタイルの新しい生活様式においては、引き続き3密を避けることや、ソーシャルディスタンスの確保が呼び掛けられており、イベントなどの行事や事業の実施の見通しにおいてもまだまだ不透明であることから、引き続き感染状況や社会動向等を注視しながら、中止や縮小となった事業の経費の把握に努めてまいりますし、減額予算の対応につきましては、状況を見極めさせていただきたいと考えております。

2点目の不要不急の事業を見直し、国の第2次補正予算を視野に感染予防対策、緊

急経済対策を早急に示すべきとのご質問でございます。

まず、不要不急の事業の見直しということに関しましては、今はまだ年度が始まって2か月ほどが経過したばかりであり、今後中止となったイベントや行事に代わる事業の実施だったり、時期をずらしての実施を検討することも考えられます。特に観光においては、新型コロナウイルス感染症がシーズンオフとなったところに終息となった場合でも、次のシーズンのためのプロモーションや情報発信の強化、受け入れ体制の強化等に取り組んでいかなければならないものと考えておりますので、1点目で上げた事業については、継続的に状況を把握しながら、予算の執行について判断してまいりたいと考えております。

また、中止となった事業の予算を不執行とすることによる財源確保ということに関しましては、現時点で不執行とする予算額もそれほど多くはないことから、感染予防対策や経済対策においては、国の第2次補正予算における地方創生臨時交付金を主たる財源とし、中止となった事業にかかる不執行予算については、今後引き続き把握に努め、9月あるいは12月の定例会等において、減額補正を行うなどしていきたいと考えております。

感染予防対策、経済対策を早急にすべきということに関してましては、国の第2次補正予算は現在国会において審議中で、明日12日にも成立する見通しであり、既に新聞等でご承知かと思いますが、地方創生臨時交付金は第1次補正予算の1兆円から2兆円に倍増されました。ただ、感染者や事業所が多い都市部と地域経済の落ち込みが深刻な地方部の双方に配慮した配分方法を採用するとされており、単純に第1次補正予算の配分額の倍額が配分されるかどうかは不透明な状況です。配分額や時期がはっきりと見通せないという状況ではありますが、配分されることは確実でありますことから、感染予防対策や経済対策に資する事業の制度設計や経費の積み上げ等の作業を執り進めるよう指示したところであり、配分額が国から示された時点で速やかにお示しし、直ちに着手できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

いいですか。

「飯田議員」

はい、議長。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

それでは2問目に入ります。

町内小中学校が一斉に臨時休校となり、保護者からは不安と動揺が広がっていましたが、まずは非常事態宣言も解除され、学校も始まり、日常の生活に戻りつつあります。特に学校内は3つの密、密閉密集密接が懸念される場所です。特にこれから夏場を向かえるにあたり、マスク使用による熱中症の危険も危惧されるわけであり、校舎内におけるまず3密対策、そして熱中対策はどのようにされるのか伺います。

2点目です。学校給食については、これまで以上に注意が必要と考えます。衛生面からどのような対策を取られるのか伺います。

次3点目です。新学期から予定されていた学校行事、特に遠足運動会研修旅行、また各種中体連の大会等、これはまさに欠くことができない教育課題です。中止延期となりましたが、今後の予定を伺いたいと思います。

最後になりますが、最終学年の小学校6年生、中学3年、これらの生徒さん達は、在校期間も短く、特別な対策が必要であります。今後どのように対応されるのか伺いたいと思います。

以上です。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

おはようございます。

それでは学校における感染予防についてご答弁申し上げます。

まず初めに、小中学校の校内における3密回避、熱中症対策についてご答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、文部科学省が示す学校再開ガイドラインや衛生管理マニュアル等に基づき、3密の回避等に取り組んでおります。

具体的な例といたしましては、教室内座席間隔の確保や広い特別教室での授業や、給食休み時間ごとの換気、児童生徒同士が向かい合う学習形態の回避。体育授業ではマスクを外し、できるだけ屋外で実施する等、身体的な距離を日常的に確保しているほか、毎日朝夕の検温や登校時の健康チェック、マスクの着用、手洗いの徹底、校舎のドアノブや手摺などの消毒等を通じ、校内における感染リスクの低減に努めているところでございます。

また、本格的な夏場に向けた校内における熱中症対策につきましては、こまめな水分補給と換気対策が必要と認識しておりますが、児童生徒への指導、体調管理に細心の注意を払うと共に、本定例会で補正をお願いしております全学校へ扇風機の配置等により、教室内の環境改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから2点目の給食の衛生面に関するご質問につきましては、給食前の手洗いの

徹底や配食時のマスク着用に加え、これまで複数の児童生徒が行ってきた配食作業について、教員が配食するなど、不特定多数の者が給食機材に触れない取り扱いとし、感染予防策を講じているところでございます。

続いて3点目の学校行事に関するご質問にお答えいたします。既に延期を決定しているものは、運動会体育祭修学旅行や宿泊研修等となっており、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえながら、秋の実施を予定しております。

また、中止を決定している行事といたしましては、中体連各種大会、町内小学校陸上競技大会、吹奏楽コンクール、学習発表会、文化祭等となっており、感染症拡大防止対策として3密の回避が困難な状況のものとして判断したことによるものでございます。

最後に4点目の小学6年生と中学3年生の対応に関するご質問でございます。学校の再開にあたり、各学校において授業時数の適切な確保と教科書の完全履修に関する精査を行った結果、長期休業の短縮や各種行事の中止等による年間指導計画の見直しを通じ、適切な事業時数の確保と、教科書の完全履修への目途がたっておりますことに加え、授業時数につきましては、一定程度の余裕を持つことができる見通しとなっております。このため、議員ご質問の小学校6年生と中学校3年生への特別な配慮については、現時点で余裕を持った指導計画となっており、必要ないものと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、飯田議員いいですか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

2点ほど再質問させていただきます。

ちょっと、こまかい観点になりますけどどうぞご理解頂きたいと思います。

私今回の定例会にあたりまして、網戸の設置状況それから児童生徒の数を資料要求させていただきました。ただいま学校内で3密を避けるということで、教育長から答弁がありましたけれども、生徒数を見ますとほぼほぼ20名以下、ただ江差中学校の1年生と3年生につきましては、37名と定員のほぼ40名に近い生徒数になっておりますので、これにつきましてはただいま答弁頂きましたように、広い特別教室の授業という押さえでよろしいのかどうかまず1点。

それから熱中症対策ですね、やっぱりコロナもそうですけれども、これやっぱり例年この特に夏休み期間が短縮されて暑い時期の、真夏の授業が増えるという観点からすると、やっぱりこの熱中症対策をきちんととっていかなきゃならない。まず一つはですね、こまいですが、カーテンの設置状況、これは直射日光を避けるということで、まず熱中症対策の基本ですから、各学校の教室のカーテンの設置状況。それともう一つは、この網戸の設置状況も資料を頂きました。江差小学校普通教室を見ますとゼロ。南が丘小学校22。まあこれは良いでしょう。江差北小4。北中2。まあ江差中は新設ですから全部ついてます。一般的に私が考えるとですね、やっぱり今のコロナ対策の部分で、1時間に1回か2回外気の入れ替え、換気ですね。これが必要である。やっぱり網戸を設置してですね、外気を換気しなければ例えば網戸が無ければ虫や蜂が入りますよ。これほどこの家庭でもご存知かと思えます。やっぱりこれはですね、各学校には、確かに私以前課長とやり取りした中では、江差小学校については構造上中々網戸を設置するには相当な多額な費用が要するという事も聞いております。ただやっぱり特別な、こういうような状況でありますから、やっぱりきちんと網戸を設置しながら、生徒達、子ども達が安心して授業ができる、そういうやっぱり環境整備をしていくのが正に設置者である町、そして教育委員会の務めだというふうに私は思っておりますが、この点についてはどのように考えるかお答え願いたいと思えます。

(議長)

はい、学校教育課長。

「学校教育課長」

よろしく申し上げます。

まず1点目。江差中学校、要は定員数、ほぼ定員数である教室の使用状況ということでございます。江差中学校につきましては、定員の40名に対して37名ということでございますので、より広い特別教室等を使って、児童生徒の間隔を確保しているという状況でございます。まずこちらが1点目です。

続きまして2点目、熱中症対策でございます。1点目のカーテンにつきましては、各教室にカーテンを設置しております。必要に応じて直射日光を防ぐということでの対策を講じております。

続きまして網戸につきましては、議員ご指摘のように各学校でのバラつきがございます。特に江差小学校につきましては、1つも設置していないという状況になってございます。子どももその必要性の部分につきましては、一般的な家庭でも当然つけているものであり、これは必要なものであるという認識は同じでございます。ただ、学校での諸々の整備を図る上でのですね、諸々な状況もございますので、今すぐにその設置するという状況にまでは至らないのかなと思っておりますので、ご理解をお願いし

たいと思います。

(議長)

飯田議員いいですか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

飯田議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に塚本議員の発言を許可いたします。

塚本議員。

「塚本議員」

おはようございます。

私は本定例会におきまして、3問6項目の質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、新型コロナウイルス感染症対応についてお伺いいたします。1つ目として臨時会で既に事業継続支援緊急給付金事業を決定したところでございますが、新型コロナウイルス感染症により、経営環境が逼迫した町内事業者に対し、一刻も早く給付することが重要と考えております。これまで当事業の町内事業者の説明等の対応と現在のまだ給付に至ってるのかどうか確認できてませんが、これらの状況についてまず1点目をお伺いします。

続いて2点目であります。新型コロナウイルス感染症は札幌圏を中心として感染が拡大して、ほとんどが石狩地区を中心となっている現状であります。檜山管内での感染者は公表されているところによりますと4名。江差町での感染者は報告は受けておりません。このように全道一律での緊急事態宣言による各種自粛要請を江差町でも実施しておりますが、これまで未発生地域は独自の対策を講じてもよろしいんでないかというような考えを持っております。特に江差町だけでなく、檜山全体として、あるいは道南全体として、檜山でいうと檜山町長会ですか、これらにおいて道一律のこういう規制をもう少し細分化して、未発生のところの過度な自粛活動をしなくても良いような対策も道に求めていく必要があるというふうに思いますが、その辺の考え方を伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員からの先の臨時会において議決されてました、事業継続支援金給付事業についてのご質問でございます。

始めに町内事業者への説明でございますが、6月号の広報紙に記事として、また諸手続き等に関する制度の詳細なチラシについて、詳細についてチラシを折り込みした他、町ホームページにも掲載しております。また、この間、江差商工会や町内の会計事務所を訪問し、今般の制度の説明等を行ってきたところであります。

次に今後の取り扱いについてでございますが、6月8日から申請の受付を行っており、書類審査が整った事業者から順次、来週中には給付金の支給をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に新型コロナウイルス感染未発生の地域は北海道の対応とは別に独自の対策を講じることができるよう、道に要請していくべきとのご質問でございます。この間、町民及び事業者の皆様のご協力を頂き、外出自粛や緊急事態宣言の対象となった施設等の休業要請等、北海道からの各種要請を踏まえて、全道市町村が感染拡大防止に努めてきたところであり、現在江差町内からの感染者が出ていないことは、町民も新型コロナウイルス感染力の怖さを十分認識したものと考えていますが、気を緩めることなく感染防止対策を継続していることに尽きると考えております。北海道においても道内の感染状況を勘案し、石狩振興局管内以外の感染拡大がみられない地域については、各種要請を段階的に解除している状況もございます。確かに町内の経済等へ与える影響は大きいわけではありますが、町民の命と暮らしを守る観点から、今後次の流行の波が到来した場合も、北海道の方針を元に対策を講じていく予定でございます。なお、万が一江差町内で感染者が出た場合は、状況に応じて逆に町独自の対応を講ずる可能性がありますし、現時点で道に要請する状況ではないことをご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

それでは2問目に入らせて頂きます。

新たな働き方改革についてであります。今回の新型コロナウイルス感染症の発生により、大都市に集中した企業の働き方のあり方が問われています。これまでも町内の空き店舗や事務所を活用したテレワークの推進を、私から提案させて頂きました。先般オンライン全国移住フェスタも開催されております。道内の町村からも出展がありました。このような機会等も活用して、今後増えると思われるテレワークも含めたまちづくりによる定住人口増加に向けたアクションが必要と考えます。町の考え方をお

伺いたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員からの2問目、テレワークの推進等によるまちづくりの考え方についてのご質問にお答えいたします。

国は4月初旬に新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、人と人との接触機会を最低7割削減する目標を掲げ、企業へ要請した際の工夫の一つとして、テレワークの活用を示しました。このテレワークの実施状況については、厚生労働省とLINE株式会社が同社の公式アカウントの登録者に対して、新型コロナ対策のための全国調査を何度か実施し、事務や企画等のオフィスワーク中心の方を対象に、テレワークの実施率を調べました。テレワークがもっとも進んでいた東京都内における推移で見ますと、3月末が31パーセント、4月6日が34パーセント、4月13日が52パーセントと、緊急事態宣言が背景と推測されますが伸びてきていることが分かります。実施した企業側の反応は様々で、在宅勤務が国内企業に広く普及するにはまだ多くの課題が残るとする意見が多い一方で、テレワークを継続すると明確に打ち出した大手企業もあり、今後の働き方改革が進む中で、オフィスから離れた仕事の仕方が増加していくことが予想されます。そういった観点から見ますと、パソコンとネット環境さえあればどこにいても業務が不可能ではありません。

江差町といたしましては、この夏から企業に所属しながら月単位や季節的に江差でテレワークを行う方々を増やしていくことが可能かについて、調査に入ることといたしました。具体的には北海道が実施する、北海道型ワーケーション事業にいくつかの自治体と共に参加し、首都圏企業からの受け入れを進めるための課題について、洗い出しをしながら、町としてどんな環境を整える必要があるのかを追求することとしております。これらの調査結果を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

ようやく動き出したということで、今後の進展に大きく期待するところであります。

それでは3問目に入らせて頂きます。新型コロナウイルス感染症による小中学校の長期休暇対応についてであります。3点ほどご質問させていただきます。

臨時休校の間、自宅学習に向け、先生方の自習資料の配布や各戸訪問等により対応

してきました。道内ではまだ限られているものの、オンライン授業が少しずつ広がってきております。江差町では、事業を得て児童生徒一人1台のタブレットを配置するという事に聞いております。これらを活用したオンライン授業の検討も今後視野に入れていく必要があるのではないかと、まずは伺います。

2点目ですが、6月から通常の学校が再開されております。この間の臨時休校による児童生徒や保護者から、学習の遅れが心配されております。既に札幌市では、夏休みの短縮も発表されております。江差小中学校の学習の進捗状況として、教科で何時間の遅れがあり、夏休みをどのくらい短縮するのか。例年通りの学習内容が追い付く時期をどのくらいと見ているのか、伺います。

3問目であります。国の2次補正予算が、今国会で審議され衆議院を通過したところでありますが、子ども達の学びの補償として人的、物的体制の整備についての予算案が作成されております。この中で人的体制の整備として、教員を増やす。あるいは学習指導員、スクールサポートスタッフ、SC、SSC等があります。まだ国会審議がされている現時点から、当町でもできる対策を早めに、速やかに検討を行っていく必要があると思っておりますが、その点をお伺いいたします。

(議長)

教育長。

「教育長」

それでは、新型コロナウイルス感染症による小中学校の長期休暇対応について、ご答弁申し上げます。

まず1点目の、今後のオンライン授業に関するご質問にお答えいたします。国のGIGAスクール構想では、一人に1台の端末と学校内の高速通信環境の整備を通じ、ICT環境を段階的に活用することによる学びの充実を図るものとされており、今般の臨時休業に対し、道内の一部の学校ではオンライン授業等の取り組みがなされているところでございます。当町におきましては、全児童生徒を対象に一人1台の端末整備と学校内の高速通信環境整備を図るための事務を、現在すすめている段階にあることに加え、各家庭におけるインターネット環境のバラつきや、児童生徒のみならず、教職員の操作方法の習得など、ハード、ソフト両面において解決すべき課題があることから、今回の臨時休業期間中はオンライン関連の取り組みは行っておりません。今後につきましては、家庭学習のための通信機器整備支援や学校からの遠隔学習機能の強化等を、臨時休業等の緊急時における家庭でのオンライン学習環境を整備することは必要と認識しているものの、本格的なオンライン授業を行うためには、先ほど述べました用に多くの課題があるものと認識しているところでございます。

ただし、今後ますますの教育活動でICT化が進むことなど、オンライン授業も急速に進むものと考えております。このため、効果的な授業のための教員のオンライン

授業の研究、研修の他、児童生徒も、オンライン授業に対応できるICT機器の知識と技能の習得が必要であり、各学校において取り組んでまいりたいと考えております。

2問目の臨時休業に伴う影響に関するご質問にお答えいたします。

2月下旬から始まった臨時休業期間中、各小中学校では家庭訪問、家庭学習プリントの配布や学習を支援するテレビ番組、インターネットサイトに関する周知、分散登校の実施などにより学習の確保に努めてきたところですが、小学校においては学年により年間授業時数に違いがあるものの、5月末時点では平均100時間の遅れ、中学校では平均96時間の遅れとなっております。6月からの学校再開にあたっては、家庭学習での取り組み状況や学習内容の定着状況を踏まえ、年間指導計画の見直し等を行うこととされており、学校行事の重点化や指導できていない内容を確実に指導するなど、授業の重点化等を通じ、学習指導要領に示された内容を年度内に終えることが求められております。既に学習発表会、文化祭、中体連大会等の行事の中止を決定していることから、これらの準備等に要する時間を授業にあてることや、ご質問にあります夏季休業の短縮を5日間とすることなどにより、授業の遅れを取り戻すこととしており、現時点におきましては、年内には回復できる見込みと考えているところでございます。

次に3点目。国の第2次補正案に関するご質問にお答えいたします。政府は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における指導体制の充実に関し、学びの保障を支援するための人的、物的体制を整備すべく、第2次補正予算案を提出しております。

当町と致しましては、示されている支援策の内容を精査と、情報の収集に努めますとともに、小中学校の現状と要望に基づいてタイムリーに取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

まだ予算化されていない話についても質問させていただきますが、まだ一部見えない部分がありますが、令和2年6月5日に文部科学省事務次官からの発令で、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学びの保障、総合対策パッケージ。先ほどの話、この中に含まれていると思っておりますが、これが出ております。私が心配しているのは、こういう学習の遅れに国がきちりサポートする予算を排出した時に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、このような人的な配置は早急に出来るものではないと思っております。早め早めにこれらの対応が必要と思われるので、こういう予算化された場合にこういう対応が速やかにできるものかどうか。

それともう一点。授業はきっちり、そういう一定の時間で夏休みを短縮するなど、各種事業を中止あるいは圧縮して、正規の体制まで戻すという計画も今示されましたが、学校は勉強するだけの場所ではありません。いろんな活動を通じて学びをする場所と私も考えております。加えて、学習特に小学校6年、中学3年については上の、進学あるいは上級の方に上がるということで、追い込みというようなことになるかと思いますが、過度に授業を詰め込むことによって、子ども達に対する精神的なストレス、これらも当然あると思います。短縮時間を早めにして一気に詰め込むんじゃなくて、先ほど余裕あると言っていました、余裕あるのであれば、いろいろな各種事業の再開も含めてね、検討して、子ども達に総合的な学びの場としての学校の位置付けが、私は必要だと思っております、その点についてお伺いいたします。

(議長)

はい、学校教育課長。

「学校教育課長」

まず1点目。人的な配置に関してのご質問にお答えさせていただきます。

現在国から示されております事業内容につきましては、既に各学校に周知を図っております。人的な部分、更には物的な部分含めて、学校での優先順位更には現状に応じた対策を検討するやうにとすることで、既に検討しているということでまず1問目をお答えさせていただきます。

2問目でございます。今後の過度の詰め込みと、更に余裕を持った時数に見合ったその学校活動というご質問でございます。現在、各学校における行事等の中止を通じまして、先ほどご答弁申し上げましたように、ある程度の余裕時数というのは持っております。ただし、議員ご指摘のように、学びの保障を行う。ただその時点では、適切な授業時数を確保する。単に心配されているような詰め込むということではなくて、それぞれの子ども達の学習の習熟度、これらを当然見合わせながら進めていかなきゃならないというふうに考えてございます。そのための人的更には物的な国の支援ということになっておりますので、今後も引き続き学校の現状、更には私共の課題認識等を含めましてですね、対応を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

(議長)

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に出崎議員の発言を許可いたします。

「出崎議員」

はい、議長。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

おはようございます。

新型コロナウイルス対策において、当町から一人の感染者も出さず、経済的に苦境にある町民に対しても比較的早く対応して頂いていると認識しております。多忙を極める中で、町当局の尽力の結果と私は評価しております。しかし、まだまだコロナ対策が済んだわけではありません。本日はその影響を受けつつも、通常授業を再開しつつある学校教育について申させていただきます。

小学校におけるプログラミング教育についてですが、本年度から小学校のプログラミング教育が実施されます。他、先進国に後れをとって始まると言われておりますが、プログラミング言語、技能の習得のみならず、論理的思考力を身に付けさせるうえでも、絶好の機会となると認識しております。子ども達が興味を持って始めるには、最初が肝心だと思っています。そこで以下の2点についてお伺いいたします。

一つ目。先ほどもありましたが、一人1台の端末が目標になっているようですが、現時点で、IT機材や端末は教育に必要なだけ十分に揃えられているのでしょうか。

二つ目。中にはこの分野を苦手とする教師もいると思われれます。教える先生達にプログラミング講習機会が十分に与えられているのでしょうか。

この2点についてお伺いいたします。

(議長)

教育長。

「教育長」

それでは、小学校におけるプログラミング教育の開始についてご答弁申し上げます。

まず1点目のIT機材等の整備状況についてお答えいたします。各小中学校では、学級単位での使用を想定したコンピューター室を備えておりますが、児童生徒数を整備済コンピューター台数で割り返した場合、小学校は4.8人に1台。それから中学校は2.8人に1台。小学校と中学校全体では3.7人に1台の整備状況となっているところであります。現状では、全児童生徒が同時にパソコンを使用できる環境ではありませんが、学年、学級単位で一人に1台の授業は可能となっております。

議員ご案内のとおり、今年度町ではGIGAスクール構想に基づき、校内ネットワーク環境の強化に加え、一人に1台の端末整備を行い、小中学校におけるICT環境

の充実を図ることとしているところでございます。

続きまして、2点目のプログラミング講習会に関するご質問にお答えいたします。小学校では今年度から新学習指導要領の全面実施されることにより、プログラミング教育が必修とされ、プログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身に着けるための学習活動を実施することとし、算数、理科、総合的な学習時間での実施が例示されております。

教育委員会では、これまで新学習指導要領への移行に備えた研修機会の確保に取り組んでおり、道立教育研究所と連携した町内全ての小学校教員対象の実践的な研修会、それからプログラミング教材を提供する事業者を招いた研修会の開催、各学校において校内研修を実施している他、本年度は檜山教育研究所主催の講習会も予定しております。

今後も教職員研修の努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですね。

「出崎議員」

はい、議長。

(議長)

はい、出崎議員。

「出崎議員」

はい。再質問はありません。が、教育のICT化、これは避けられない流れになってきていると思います。これからの社会生活とも直結してきますし、非常に能力に差が出る分野であったり、大きく家庭環境からも影響を受けるというふうに考えております。取り残される子ども達が出ないようにスタートが肝心であると思っておりますので、教育格差が生じないよう環境を整えてあげてほしいと思っております。

回答ありがとうございました。質問を終わります。

(議長)

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

次に小林議員の発言を許可いたします。

小林議員。

「小林議員」

おはようございます。

では早速質問させていただきます。

まず一つ目です。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校休業や外出自粛等を踏まえた児童虐待防止対策の推進についてでございます。厚生労働省が6月に公表した、これは速報値になります。児童虐待相談件数では、2月に1万4,997件。3月で2万2,503件と増加傾向にあります。主な要因と致しまして、大人も子どもも自粛生活によるストレスが一因ではないかと言われ、メディア等でも189相談ダイヤル、いち早くという相談ダイヤルの啓発等、盛んにされておりますが、地域の児童相談所に繋がるということで躊躇されることも多く、気軽に大人も子どもも相談できます要保護児童対策地域協議会の役割の強化が求められております。新型コロナウイルス感染症に関しては、今後も季節性のインフルエンザと同様の発生、流行が懸念されておりますが、今後の再流行を見据え、4月27日厚生労働省より子どもの見守り強化アクションプランの実施が示されました。主な施策、四つのうちのひとつとして、要保護児童対策地域協議会、要対協と略されますが、中核となり、様々なチャンネルを通じた子どもの実態把握と支援に繋げるとしてあります。要対協につきましては、各市町村で構成や進め方が違うため、対策強化について江差町としての考えを伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小林議員の児童虐待への対策強化についてご答弁申し上げます。

学校等の休業や外出自粛に伴い、児童虐待のリスクが高まる恐れがあることから、定期的な見守り体制の構築確保が重要となっております。江差町では、要保護児童対策地域協議会を設置しており、町民福祉課、健康推進課、学校教育課、町立小中学校、函館児童相談所、民生児童委員協議会、江差警察署が主な構成員となっております。緊急事態宣言中におきましても、各所管課において、保育所は1週間以上休んだ園児がいた場合には保護者への電話による状況把握。小中学校においては担任による家庭訪問。学童保育所利用者には学童の先生の見守り等を実施してまいりました。

現段階で国の補助金を活用した新たな事業は考えておりませんが、早い時期に要対協の代表者会議等を開催し、この間実施してきた各構成機関の取り組み等の情報共有を図り、対策強化に努めてまいります。今後懸念される再度の緊急事態宣言や季節性インフルエンザが流行する秋から冬にかけて、新型コロナウイルスも流行することが心配される場所ですが、報道でもあるような痛ましい事件にならないよう、子ども

の見守りについて細心の注意を払いながら、関係機関が一体となって取り組んでまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

はい、では再質問させていただきます。

主な施策の二つ目。児童虐待通報及び相談窓口の周知というのがございます。日本小児科学会、日本子ども虐待防止学会、日本子ども虐待医学学会が子ども達に向け、頑張っているみんなへ、そして大人向けにはお子様と暮らしている皆様へ等、新型コロナウイルス関連の情報、虐待防止について特設ページを設けております。今般LINEアプリを活用しました江差町における新型コロナウイルス関連の情報、またイベント等の広報をしていくとのことですが、こういった情報も是非アプリを通じて知らせて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

小林議員からの日本小児科学会が発行しているペーパー等々で、江差町のLINEでの周知する考えがないかというご質問でございます。

まず、日本小児科学会で発行している頑張っているみんなへというペーパーは、私も拝見をさせて頂きました。内容については、新型コロナウイルスの関係が記載されていまして、子ども達が見やすいように漢字にふりがながされていることや、内容も非常に分かりやすい内容が説明されてまして、例えば、新型コロナウイルスの感染予防によって外出自粛によって、家族のイライラが強まったりして、まあ一人で悩まないで児相のいち早くに相談してねだとか、友達がウイルスに感染しても絶対責めないでね、悪いのは新型コロナウイルスだからねということが記載されていたかと思っております。

で、小林議員お尋ねのLINEでの周知の関係でございますが、原則江差町での事業だとか、周知が主な内容というふうになっておりますので、現在LINEでの周知はちょっと考えてないんですけども、先ほど町長も答弁した中にもありました通り、近々要対協の方を開催する予定をしておりますので、その中で資料配布していきながら、子ども達に関係する機関だとかに配布の協力をお願いしながら、進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(議長)

はい、いいですね。

はい、では2問目の質問。

「小林議員」

はい。公園緑地の整備についてをお伺いします。

一つ目に、公園や緑地は子育て世代のお母さんや高齢者の方も利用します。どのような遊具が望まれているか、ベンチはどこに必要か、日よけ東屋が必要ではないのか等、利用者の意見を聞いて整備を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。公園緑地は所管が財政課、産業課、教育委員会等、複数課に跨りますが、補修方針、整備計画等、統一的な取り扱いなのか。総合計画では統一的な扱いでしたが、現場の取り扱いはどうなっているのか伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小林議員の2問目。公園整備に関するご質問でございます。

まず1点目につきましては、公園は子どもからお年寄りまで幅広い世代の方が利用されます。また、遊び場としての他、休憩したり運動したり自然と触れ合ったりする等、利用の仕方も多様でございます。これまで、遊具も含めベンチや日よけなども老朽化が進んできていたため、安全性を最優先に考え、そのほとんどを撤去してきたところですが、その結果、遊具やベンチなども少なくなってしまうことは否めないとところであります。

議員から利用者の声を聞くべきとのご質問でございますが、子ども子育て会議において実施したアンケート結果や、委員からの意見でも遊具等の設置を要望する声が多数寄せられており、今後遊具やベンチなどの整備を計画的に進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

2点目の公園の統一的な取り扱い等に関してのご質問でございますが、現在町が公園として管理しているのは都市公園5か所と道立自然公園が1か所、逆川森林公園で、全て財政課が所管しております。

また、小公園と呼ばれるものや緑地も何か所もあり、それらは公園として位置付けられてはおりませんが、普通財産として同じく財政課が管理しています。

一方遊具が設置されている場所は公園の他、小中学校や保育園があり、それぞれ学校教育課、町民福祉課が所管しています。

現場の取り扱いということでございますが、遊具や設備の管理保守についてはそれぞれの所管課が行っております。学校や保育園の遊具はあくまでそれぞれの施設に付属している施設の一つであり、公園緑地とは異なる位置付けにあるものでございます

が、遊具の有効活用あるいは子どもの遊び場の確保という観点から、公園だけにとどまらず、学校や保育園を含めた町内全体における遊具の整備に対しての統一的な方針の策定に取り掛かっている最中でございますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、いいですね。

小林議員。

「小林議員」

はい、質問。

(議長)

3問目。

「小林議員」

ええっと再質問です。

(議長)

はい、小林議員。

「小林議員」

都市公園に限ってのちょっと再質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策においても、新たな生活様式がこれから求められていくと思います。公園の利用に関しても新たな基準等を設けられるかもしれません。こういったことも考えますと、やはり効率的で的確な対応ができるように所管がきちんと確立した方が良いのではないかと思います。江差町の公園の現状整備の進捗の遅さは、これらに起因しているのではないかと考えますが、改めて内部で議論の可能性はないのか、お聞きいたします。

(議長)

はい、副町長。

「副町長」

少し前段から入ると、計画的に整備していく考えであるということに変わりはありませんし、本当に少し遅れているなというのは反省してございます。これだけ学校も休んだ中での、私も茂尻の公園やら運動公園やら、時には海岸に遊んでいる子どもさん方の姿を見る中では、この公園の利活用というのは非常に重要だなというふうに思

っていますので、年度をきっちりここでは確定しませんけども、関係課の実は一度所管だけではなくて、関係課の課長を一度集めてございます。改めて今回の議会の質問を受けてですね、計画的な公園の整備に向かいたい。

また、付け加えて言いますと、江差はこの2階建ての、市街地は特に街並みなもんですから、近隣町と比較して広い用地の確保が中々困難な公園がほとんどでございます。まあ狭い公園でございますけども、限られたやはり遊具の設置。それから緑の場所、それからベンチなのか、いろんなやっぱり限られた面積でございますので、全てを満足させる状況にはならないと思っておりますけれども、少しずつ計画的に整備をしていきたい。このように思っています。以上です。はい。

(議長)

いいですね。

はい、小林議員3問目。

「小林議員」

はい、議長。3問目です。貧困対策についてであります。

一つ目。貧困対策推進計画には、生活就労サポートセンター檜山との連携があげられています。道の委託先機関であります生活就労サポートセンター檜山と、どのような連携事業を考えているのでしょうか。

二つ目に、町長の執行方針に学習支援、生活支援、経済、就労支援、体制の構築を図ってまいりますとありますが、具体的にはどのようなイメージを考えているのか伺います。

(議長)

町長。

「町長」

小林議員の貧困対策に係る生活就労サポートセンター檜山との連携についてのご答弁をさせていただきます。

小林議員もご承知のとおり、生活就労サポートセンター檜山は、函館市にある一般財団法人北海道国際交流センターが運営しており、生活困窮者自立相談支援事業を檜山振興局から委託を受けて実施している組織であります。

令和2年度からの5か年計画である第1期江差町貧困対策推進計画における連携でございますが、現時点において、子どもの学習支援が大きな柱となっておりますが、サポートセンター檜山の具体的な業務内容は、生活困窮者の就労支援や自立に向けた支援、更には新型コロナウイルス対策の支援事業の一つでもあります、住居確保給付金の事務等、多くの生活困窮世帯への事務も実施していると聞いております。今後

おきましても、サポートセンター檜山とは情報共有を図りながら、各種貧困対策の課題解決に向け、更なる連携を強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

貧困対策の2問目であります各種支援の具体対策について、ご答弁をさせていただきます。

令和2年度の町政執行方針でも述べさせていただきましたが、貧困対策の課題を解決するために、学習支援、生活支援、経済就労支援のこの三つの柱を、第1期江差町貧困対策推進計画の中で掲げさせていただきました。平成30年度に第1期貧困計画を策定するにあたって、その基礎資料となる子どもの生活実態調査に合わせ、50の団体事業者からアンケート調査を実施し、子ども支援に対し、それぞれが出来ることの資源量調査を実施したところでございます。

資源量調査を実施した50の団体の一部ではありますが、各団体自らの提案で実施できそうな事業をアンケートに記載していたことから、本年度中に各団体と具体的な支援策について、取りまとめる予定をしておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催時期を見極めながら進めてまいりたいと考えております。

生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもが将来に夢や希望を持って成長できる社会の実現を目指して、不幸ゼロの町づくりを推進してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小林議員いいですか。

「小林議員」

以上です。質問を終わります。

(議長)

以上で、小林議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に大門議員の発言を許可いたします。

「大門議員」

はい議長。

(議長)

大門議員。

「大門議員」

私からの質問は、小中学校の今後の対応についてです。

小中学校の登校が再開しましたら、休校が続いたため、学校に行きたくないという子どもや普段とは違う生活を送る中で、体の不調やストレスを感じている子どももいると思います。

そのような子ども達の心のケアが必要と思います。今後の対応等、検討がなされているのか伺います。

(議長)

教育長。

「教育長」

子ども達の心のケアに関するご質問にお答えいたします。

長期にわたり学校生活から離れたことや進級、進学に伴う教育環境、友人環境の変化、これまでには経験したことのない制約された家庭生活等により、児童生徒の中には様々な不安やストレスを抱えている場合もあるものとされており、一人一人に応じた心のケアに努めることが重要であります。

特に、学校再開後の初期の段階では、学校における子どものサインを見逃さないことや、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな観察を行う他、必要に応じスクールカウンセラーによる教育相談も実施しております。

また、特に特別な支援を要する児童生徒や新入学児童につきましては、学校全体できめ細かな支援が必要とされており、これらの取り組みに関して、学校再開前の5月下旬に各小中学校へ指示したところでございます。

また、学校再開後、欠席、遅刻する児童生徒や面談等により不安やストレスを感じている児童生徒に関しましては、教職員全体で情報共有すると共に、個別の教育相談や家庭訪問、電話により即時対応しているところでありますので、ご理解願います。

(議長)

いいですね。はい。

以上で、大門議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい議長。

3問用意しました。

まず1問目であります。新型コロナの次なる波に備えた体制作りをということで起こしました。大きくこの中では二つあります。

それで、今日も何人かの議員から新型コロナの関係で出ました。今、小康状態というような感じだろうと思います。私はこの時だからこそ、今言われております秋以降の次の波、北海道で言うと第3波ということになるのでしょうか。それが来たとしても、またこの江差、南檜山に感染者が出たとしても、先ほど町長からもありましたが、しっかりとした体制が出来ている。こう言える体制作りを今からすべき、こういう主旨から質問をするものであります。

ご存知のとおり、政府の専門家会議の数字の提言。また国会の議論。それを受けて、今厚生労働省もかなり急速に対策を進めております。各都道府県に対して、今後もしコロナがまた同じように拡大した場合、そのピーク時の見通しを各都道府県に求めて、そしてその見通しを含めて、PCR等の検査体制の強化等、これも各都道府県に求めています。文書も各都道府県に通知を出しております。

今後具体的な動き、対策、PCR検査等、急速に各都道府県、地域で進んでくると思います。それで、2点する、質問するものであります。

まず(1)PCR体制作りについてお伺いいたします。現在、いわゆる帰国者、接触者、外来センター、またそこ以外でも、地域で外来センター、そういうところで感染疑いの人から採取した検体を、PCR検査機器で、その機械で検査できるのは、この道南では現在函館市と道の保健所、渡島保健所ここだけあります。仮にもし、江差で検体採取しても、檜山ではPCRの検査機器がありません。ですから今は札幌の道立衛生研究所、そこに運ぶことになっていると思います。間違っていたら指摘して下さい。

次なる波がもし、この地域で集団発生、いわゆるクラスターが発生したら、その時に仮に道央でも発生したら、札幌に持っていくとしてもすぐ札幌では検査できない。そういうことが考えられます。こういう事例はこの間、北海道で、各地で発生いたしました。検査が遅れて救える命が救えなかった。こういう事例、北海道だけではなく全国でもありました。道南で検査できる施設が2か所では、仮にそういう緊急時、とても命を救うそれには間に合わない。PCR検査そのものを檜山または南檜山でもできて、そしてそのためにも檜山医師会、関係町長、江差保健所等と早急に協議して、この夏のうちにPCR検査体制を作ることが私は必要だと思います。鈴木知事も現行の検査体制、これを3倍に拡充すると記者会見で言っておりました。これはもちろん、地域医師会と協力して作っていくということが前提になっていると思います。町長の見解を伺います。

二つ目ですが、医療の提供体制。これについても実態として非常に心配です。感染症指定医療機関、この二次医療圏で道立江差病院。前にも言いましたが、これは4ベットしかありません。北海道全体でも、この感染症指定医療機関、北海道全体ですよ。

92床しかありません。それでももちろんこれでは足りませんので、北海道では厚生労働省の指導の下に、一般病院や一般病棟も含めて、今北海道で700床でしょかね、もうちょっと増えてるでしょうか。確保してると言いますが、これだって本当にクラスターが各地で発生して、足りない。そういうことも考えられる。それで今、北海道知事これを1,500床にすると、これも同じように記者会見で言うておりました。これも、増やすと言っても、病院を作るわけではありません。急ぐやり方としては地域の医療機関、空きベッドの活用。そして、特定の病院に入院した。そうしますとその病院だけでは医師が足りない。看護師が足りない。そうしますと地域の医師、看護師等の応援体制、これを南檜山、二次医療圏でまずやっていく。受け入れ体制の病床の確保、これをしっかりと今から医師会、関係町長、保健所の協議が急がれると思います。町長の見解を伺います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの新型コロナウイルスの次なる波に備えた体制作りについてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、PCR検査は検体を道立衛生研究所に運んでおり、検査結果の判明までには検査件数が多かった時期は3日から4日かかっておりましたが、現在は1日から2日で判明しておりますし、また、感染症対応のベッド数は、南檜山医療圏では道立江差病院の4床の現状となっております。北海道知事は5月29日の会見において、感染拡大に備える対策強化として、検査体制の強化、検査能力の拡充、重症度等に応じた受け入れ病床及び軽症者用の宿泊療養施設の確保をあげております。檜山あるいは南檜山圏域としては、重症患者は医療機器が整っている函館市の医療機関へ搬送せざるをえない状況であることを鑑みますと、第3次医療圏との連携体制整備強化が重要であると考えております。

また、PCR検査におきましては、集団感染拡大を封じ込める対策の一環で、積極的疫学調査で濃厚接触者となった方全員にスクリーニングとして実施されることに変更されましたので、感染者が確認された場合は、検査数が増加することが想定されます。

検査結果が迅速に判明することは重要であります。検査機器整備だけでなく、医師や看護師、検査技師を含める医療スタッフが必要になりますし、それにより通常の診療に影響が出ることが考えられますので、第3次医療圏との連携の重要性について、去る6月5日に開催された檜山振興局長及び檜山管内町長とのテレビ会議の場において、私から3次医療圏との連携強化についてを要請させて頂きました。その後、一昨日の6月9日、北海道は第3波以降に備えた医療提供体制の充実強化として、21

の第2次医療圏にそれぞれ、PCR検査センターを設置する補正予算案を定例道議会に提出されるとの発表がなされました。どのようなPCR検査センターがこの南檜山地域で設置されるのか、具体的な内容はまだ確認できておりませんが、私としては、検査体制の整備のみならず、仮に陽性患者が発生した場合には、患者本人のみならず、濃厚接触者の検査、更にはその収容先等も含め、この南檜山圏域の医療機関、特に道立江差病院の医療体制等に危惧していることも事実であります。機会を見つけ振興局や保健所とも適宜相談協議をしていきたいと考えております。

最後に、第2次医療圏におけるPCR検査体制の内容等が分かり次第、町民には周知をさせていただきますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、是非予算がついたらすぐ動けるということを進めて頂きたい。この地域で安心して過ごせる。そのためにも町長にも奮闘して頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

それで2問目に移ります。それで、この問題も何人かの議員に出ておりました。いわば今の私達の生活どうするか。ということで二つ目に新しい生活様式について、取り上げました。国の方で、出しているカラーのよく見る新しい生活様式。これは、テレビ、広報等でよく見るものですが、実は新しい生活様式の、ある意味、事業版といいますか、色んな業種ごとに、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインという名前で、各種作られております。これ見ますと、本当に細かい所、箸の上げ下げとまでは言いませんが、それに近い位の内容のガイドライン。まあ生活様式の具体化。それぞれの仕事するうえで、おいてであります。もちろん、これから感染の波を防止するんだということで、日常的な対策としては非常に重要なこと。必要なことと考えますが、これを町民の中で、我々日常の仕事の中で、暮らしの中で各業者の仕事の中で、それを守っていくということになりますと、これは大変困難なものも率直にいつてあると思います。お金もかかるものもあると思います。具体的にどうやったらいいんだ。迷うところもあると思います。これ実は国の具体的な推進策、支援策も私も良く見えない、二次補正の中でも色々出てきているようですけれども、まずは私たちの江差町の中で、どの様に取り組もうとしているのか、町長にお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、新しい生活様式等に町としてどう取り組むのかというご質問でございます。

5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、感染が拡大しないよう長丁場に備えて、新しい生活様式の具体例や業種ごとの感染拡大予防、ガイドラインの作成が提言されました。

また、北海道においても、新しい生活様式の実践に取り組む、新北海道スタイルを構築し、その実践を道民にお願いしているところであり、休業要請が解除される事業者の皆様にも新北海道スタイルの実践と、利用者や消費者に伝わるようPRにも積極的に取り組んで頂くことを前提に準備が整った事業者、施設から再開となったところでございます。業種別のガイドラインについてはそれぞれの業種団体より、各事業者や施設等に通知がされており、それぞれ感染防止策を講じているところでございます。

町といたしましても、この新しい生活様式、新北海道スタイルの実践が感染拡大防止に有効と考えており、既に5月22日版の町民向けお知らせチラシにおいて、新しい生活様式の実践をお願いしておりますし、今後も北海道と連携して新北海道スタイルの実践について、町民及び事業者、各種団体の皆様に広く周知し、感染防止の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

それで、この問題についてちょっと再質問させていただきます。

今町長おっしゃったとおり、周知、まあ広報といいますか、それは江差町もそうですが、国の方でもテレビ等を通してやっておりますが、実際にしたら現場どうなのかなという点で、これは一番分かりやすいのは、江差町が直接かかわる部分。江差町と直接かかわらない民間の部分はちょっと置いておいて、二つお聞きしたいと思います。

1点目。建設現場どうなのかな。建設現場と言いますか工事。ガイドラインでは出ております。これはもちろんですから、民間等広く該当するものだろうと思いますが、江差町が発注する建設工事関係、これはどのように町として進められているのか。緊急事態宣言が出ていた時から中止等々、入札等々については通達もありました。それから今宣言が解除された今の時点で、まさしくガイドラインを具体化するために、例えば江差町が発注している工事等は、どのように進めていらっしゃるのか一つお聞きしたい。

それから、この点で最後ですが、私達日常で、特に高齢者、一般介護予防事業等で、そろそろきっと、センター等を使って事業が再開されていると思います。昨日も一部、南が丘で、あれはもしかしたら老人クラブでしょうか。ちょっと出ているのを見まし

たが、今どのようにこの新しい生活様式を使った、具体的な事業を展開を担当課の方で進めていらっしゃるのか。簡潔で1、2点参考例もあれば教えて頂きたいなと思います。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

それでは私の方からですね、建設業における感染防止対策という観点でご答弁を申し上げます。建設業における感染防止対策についてはですね、議員ご案内のとおり、5月の14日付けで国土交通省より感染防止対策に係るガイドラインが出されているところでございます。このガイドラインの中ではですね、講じるべき具体的な対策としてですね、従業員や作業員の健康の確保であるとか、あるいは現場での対応等、具体的な事例を含めて、事細かに占めされているところでございます。

町の発注工事につきましてもですね、このガイドラインを基本として取り組むことで考えてございますが、それぞれの工事の内容によってですね、対応が異なるものと考えてございます。それぞれの工事の受注者とは現場の状況に応じて対応をとっていくようにですね、協議をしていきたいと考えてございます。特に心配されるのが、様々な業種が関連するような建築の工事等について、室内で密になる可能性もございます。今後そのような現場についてはですね、特に受注者と連携をしながら、感染防止に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また一方でですね、これだけの対策を講じた上での作業となりますので、工事の進捗状況にも影響が出るものと考えてございます。工期の設定についてもですね、十分余裕を持った工期の設定を考えていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですね。いいですね。

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

新しい生活様式を取り入れた介護予防事業の様子についてご説明させて頂きたいと思っております。6月第1週からいきいき健康教室が再開しまして、転ばん塾につきましても今週の8日の月曜日から再開しておりますので、その様子をお知らせできればと思います。これまで地域包括支援係の方では、介助員を交えてまして再開準備を重ねてまいりました。4月から開催する予定でしたので、中止になってからは2週間に1度のペースで、実は介助員の方が健康検査、参加の宅の方に訪問したりしながらですね、この間の健康チェックとその間自宅でできる運動資料の提供、それから脳トレの

資料提供をしながら様子を伺いながら再開に向けて準備を積み重ねてまいりました。そういう積み重ねをしてきた中での6月からの再開ということだったので、ある一定程度の情報提供と周知はなされていたかと思っております。転ばん塾の方に関しましても、こちらにつきましては、各町内会のご協力を頂いているところでもありますので、各代表者の方達とも情報共有をしてまいりました。いつ頃から施設が使えるのかとか、どういうふうに集まったらいいんだろう。どんなふうみんなと連絡を取ればいいんだろうと、そのような相談を受けたりして、都度密を避けることであるとか、そのようなアドバイスをしながら、この間対応をしてきました。実際に6月に入りまして、事業を再開しているわけですが、その間私達の方としましては、非接触型の体温計、おでこにかいてとるやつですね、そういうものを用意をしたり、当然アルコール消毒液の準備、確保等もしてまいっているところです。事前に周知をしておきましたので、バスによる送迎をする場合においても、乗車前に検温させて頂き、37度以上高温である場合については休んでもらうということについても、理解を得ています。来てから帰れとかって言われて嫌な気分になられるのがやっぱりすごく困りますので、事前にそのような周知もしながら、皆さんには参加をしてもらおうということで、参加者主催者両方の総意の元で進めているのが特徴ではないかと思っております。会場については当然のように、再度検温をすること。活動中のマスク着用の徹底。それから施設内出入りするときに種々のアルコール消毒というのが、必ず行うことで理解を深めながら進めているところです。会場内につきましては、ソーシャルディスタンスを確保するために、これまで以上に隣前後の席の幅、広げて設営して、窓や扉を開けて、閉めきることなく、密状態にならない環境での活動となっております。制約のある中での再開となりましたが、参加した皆さんの方から、この新しい生活様式に則した中で、みんなに会うこと。少々離れて座ったとしてもですね、やはり元気な顔を見て、すごく大変喜ばれているという光景が見られました。とてもテレビの報道などで不安がってですね、休んでいる方も中にはいらっしゃいますが、このような状況の中で、無事に安全にできていることが、ちょいちょい広がっていけば、また帰ってきてくれる方も増えてくるといふふうに期待して進めているところです。以上です。

(議長)

小野寺さん、3問目ですか。

「小野寺議員」

いや、それでね。

(議長)

3問目でしょう。

「小野寺議員」

3問目いきます。

(議長)

確認します。3問目。

「小野寺議員」

はいはい。

(議長)

はい、3問目。

生活支援コーディネーターについて。

「小野寺議員」

ちょっと待ってください。今の課長、是非進めて下さい。まだまだ地域で閉じこもりっつきりかな、というふうに見える方もいらっしゃると思います。まだまだこの間、一般介護予防等これまで出ていなかった方を積極的に誘うということも含めて、この新しい生活様式、是非拡げて頂きたいと思います。

3問目いきます。

(議長)

はい、3問目。

「小野寺議員」

それで、少し高齢者の、まさしく新しい生活様式のかなりピンポイント的に、具体的に動く部分で、私は生活支援コーディネーターの役割は大事だなという意味で、3番目にちょっとピンポイントですが、取り上げさせて頂きました。

この間、一般質問、予算質疑等でも実は取り上げておりますので、私の意図は十分ご理解していると面ます。

それで現在、江差町では3名、この生活支援コーディネーター配置されております。厚生労働省は高齢者の生活支援介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすと、まあ書いております。で、それで、そもそもですね、この介護保険制度で、なんで、どうして、この生活支援コーディネーターを配置するようになったのか。ということ、これを押さえなかったら問題意識ちょっとわからないかなと思いますので、この介護保険制度の改正で、要支援の1、2の方を、介護保険制度改正で介護保険給付の本体から離しちゃったんです。で、それを市町村の地域支援

事業でやってくださいよと、これがそもそもの始まり。で、その要支援1、2の方は、場合によっては、従来の介護サービスの事業者ではなくて、地域の団体、NPO、場合によっては町内会、そういったところで、事業費を安くしてやってくださいというのが厚生労働省の考え方。それでそのために、どうしたらいいんでしょうね。担い手の発掘も含めて、一緒に体制整備を進めましょう。その役割が地域支援コーディネーターというのがそもそもの出発なんです。間違っていたら言ってください。

それで、2点改めて町長にお聞きします。

まず一つ。今江差町が進めている生活支援体制整備事業での生活支援コーディネーターの事業展開、かなり幅広く行われております。これは、先ほど私縷々説明しました、背景それから直接的な厚生労働省の考え方、これから見て、どのような位置付けになるのか。

それから二つ目。先ほど2問目でもお聞きしましたがけれども、新型コロナ、これからもまだまだ心配だ。高齢者、本当に外で出てもらう。そういう意味では、高齢者の生活支援の中で、生活支援コーディネーターが果たす役割。私は一層大きくなるのではないか。そういうふうに考えております。江差町として、この役割、これから果たす役割。どのように考えているかお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、町長。

(町長)

小野寺議員の3問目。厚生労働省の基本的な考え方から見た、江差町の生活支援コーディネーターの事業展開と位置付け。新型コロナウイルスの心配が続く中での、生活支援コーディネーターが果たす役割に関する2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目の、生活支援コーディネーターの事業展開と位置付けについてでございます。議員ご指摘のとおり、厚生労働省が平成27年度の介護保険制度改正で創設された介護予防、日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで地域の支えあい体制作りを推進するもので、江差町介護保険特別会計、地域支援事業の中に、生活支援体制整備事業が位置付けられてております。コーディネーターの事業展開ですが、町内会、老人クラブ、社会福祉協議会、NPO等の多様な主体で構成する地域支えあい協議体では、高齢者の買い物支援に関する調査研究として、水堀町内会をモデル地区とした買い物支援と実態調査に、町内会と一緒に取り組み、その成果については町内会連合会や老人クラブ連合会にフィードバックする予定としております。

更にタウンミーティングでは、町内会役員をはじめ、幅広い世代が参加するワークショップが積み重ねられたことで、それぞれの地域が持つ現在の課題や自分達で出来る支援やサービス等について話し合わせ、タウンミーティング終了後には地域住民

が主体となった自主活動が行われるようになった町内会もあり、町の中に生活支援体制整備が浸透し始めているところでもあります。

2点目の新型コロナウイルスの心配が続く中で、生活支援コーディネーターが果たす高齢者支援の考え方についてであります。これまで地域課題を洗い出すために、町内における地域実態調査を行なってまいりましたが、コロナ感染の緊急事態宣言に伴う不要不急の外出の自粛等、町民の生活が脅かされている現状だからこそ見えてくる地域の課題、必要とされる支援を把握し、必要な支援サービスに結びつけるため、4月27日に生活支援コーディネーターと主任ケアマネ、社会福祉士が32町内会長宅を訪問する形で、いち早く地域実態調査を実施したところでございます。ここで得られた情報については、役場内の関係部署と共有し、対応に結び付けることができました。

また、今後の参考となる情報や意見につきましては、長引くコロナ対策の中で、必要な支援やサービスに繋げてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと時間きましたので、1点だけお聞きします。1点だけ。

来年の次期、8期ですか、介護事業計画に向けて、まだ国の方では細かいのは出てきておりませんが、一定程度、骨太というか、部分は出てきております。それで、改めて、先ほど町長、コーディネーターの果たしてきた部分ありましたが、私は率直に言って、もう少し具体的な仕事を本当に全町で展開する、その方針を次期、8期の介護保険事業計画の中にしっかりとりたいこむと、実態調査何年やってきたでしょうかね。現時点でまだ国の方から示されていませんが、もうやることは決まっています。コーディネーターの仕事、それをしっかりと今まで以上に具体的に進めるということについて、ちょっと課長のお考えをお聞きしたいと思えます。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

副町長。

いい座れ。副町長答えれ。今の質問について。

「副町長」

高齢あんしん課長答えます。

(議長)

高齢あんしん課長。

じゃあ高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

次期8期計画に具体的なというご質問だったかと思えます。

議員ご承知のとおり、今年が第7期計画の最終年となっております。次期計画の、今年が次期計画の策定の年となりますわけでありましてけれども。現在の進捗状況ですけれども、65歳以上の世帯を対象とした在宅介護実態調査、それから高齢者日常生活ニーズ調査というアンケートの調査票が、再来週には発送できる今準備をしているところです。

今後のスケジュールなんですけれども、調査票の回収を7月いっぱい終了して、委託先にて9月頃までには、その集計作業が行われます。その間、第7計画の評価を行い、10月から策定委員会を開催して、1月末には完成させるという、そういったスケジュールで今進めているところなわけですので、従いまして、現時点で検証評価が完全に終了しているわけではございません。そういう意味では、具体的な施策をここで示すということにはできないんですが、今回の策定作業につきましては、高齢あんしん課できまして、3係が一体となって作る初めての計画となります。そういう意味では、3係が持っているこのデータや実績、そして今回お話しがありましたコーディネーターが積み重ねてきたこの地域実態やタウンミーティング、それからマチカフェ等から得られた町の声とか活動成果を、いかに活用して江差の現状に則した計画にしていけるかという、そういうところに鋭意努力をして取り組んでいきたいと思えますので、ご理解頂きたいと思えます。以上です。

(議長)

はい、以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は、全て議了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。

1時まで休憩いたします。

休 憩

再 開 13:00

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

日程第5、報告第1号、令和元年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第1号、令和元年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。令和2年度に繰り越して使用しようとする町の飲食店応援券発行事業など、7事業に係る予算について、別紙、計算書のとおり繰越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書2頁をお開き願いたいと思います。繰越明許費繰越計算書でございます。繰越明許費の議決を頂きました、併せて7事業につきまして、令和2年度へ予算を繰越致しましたので、繰越した予算額等を報告するものでございます。

まず、商工費の町の飲食店応援券発行事業でございますが、3月23日の第1回臨時会におきまして、補正と繰越明許の議決を頂いたものでございます。

次に、教育費の北小中学校暖房用ボイラー更新整備及びGIGAスクールネットワーク整備の各事業でございますが、国の補正予算を活用致しまして、第1回定例会におきまして、同じく、補正と繰越明許の議決を頂いたものでございます。繰越額財源内訳等々につきましては、議決された金額と同額であり、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、説明が終わりました。質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結致します。以上で報告第1号は終わります。

(議長)

日程第6、報告第2号、出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況について、を議題と致します。

報告内容については、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結致します。以上で報告第2号は終わります。

(議長)

日程第7、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、でございます。

地方税法施行令の一部改正及び国民健康保険事業費納付金に係る保険税率の算定並びに新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例を定めるため、江差町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、私より、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

議案書につきましては、3頁から6頁、定例会資料につきましては、1頁から1

7頁の資料1となります。本改正につきましては、3つの理由により、国保税条例の一部を改正するものでございます。

まず、1つ目が、地方税法施行令の改正に伴うものでございます。基礎課税額及び介護給付金課税額に係る賦課限度額が引き上げられましたこと、また、低所得者に対します軽減拡大と致しまして、応益割り、2割軽減、及び5割軽減の基準額を引き上げるものでございます。それぞれの金額につきましては、資料1頁の改正概要1番と、同じく3頁の11番のとおりとなっております。

次に、2つ目が、本年度の国保税率の改定でございます。本税率の改正につきましては、昨年度までは、1月に推計値により算定を行っておりまして、3月定例会に上程をさせて頂いたものでございますが、本年度より、所得状況が概ね確定する5月の数字をベースにしまして、税率算定を行ったものでございます。内容につきましては、資料の14、15頁になりますが、令和2年度の当町の国保事業費納付金額に各種、保険事業経費ですとか、国、道の交付金によります、収支調整を行った残りの額でございます、必要保険税額に対しまして、直近の世帯数、被保険者数、昨年の所得状況、それと、先程の地方税法の施行令の改正等を勘案致しまして算定を行ったものでございます。昨年度の税率と比較致しまして、全体的に税率が下がる結果となっております、合計税率と致しましては、所得割が11.04%で、0.68%の減、均等割が3万900円で、3,400円の減、平等割りが4万5,500円で、5,700円の減となるものでございます。

最後に3つ目が、新型コロナウイルス感染症に伴います、国保税の減免制度に係る改正でございます。国保税の減免につきましては、条例第24条の2に規定しており、今般の新型コロナウイルス特例減免におきましては、同条2項にあります、納期前の7日前に申請するという規定を適用しないということ。それと、減免の対象保険税を令和2年2月1日から令和3年3月31日までの分と明記するものでございます。これらは、条例の附則におきまして新たに項を設け、規定するものでございます。なお、今般の新型コロナウイルスの特例減免につきましては、条例24条に第1項第1号に規定されております、その他特別の事由による減免とされておりました、その取扱いにつきましては、別途、要綱を作成致しまして、運用するものでございます。制度の概要につきましては、資料16頁から17頁に記載のとおりとなっております。また、本減免の財源措置につきましては、令和2年度分の国保税減免分の6割につきましては、災害臨時特例補助金、残りの令和元年度分と令和2年度分が特別調整交付金にて、全額補填させるものとなっております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありま

せんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第8、議案第2号、江差町手数料条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町手数料条例の一部を改正する条例について、でございます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、江差町手数料条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」（補足説明）

議案第2号、江差町手数料条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。議案については8頁、資料19頁をお開き頂きたいというふうに思っております。

今回の改正内容のつきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、通知カード、いわゆる緑色の紙製ペーパーの、紙製のペーパーのことなのですが、これの再発行の事務が廃止されることになりました。このため、江差町手数料条例、別表第2の項目のうち、通知カードの再発行の区分を削除するものでございます。

ご審議方、宜しくお願ひしたいと思ひます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町手数料条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手多数であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第9、議案第3号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

（議長）

「町長」。

「町長」（提案説明）

議案第3号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、でございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」（補足説明）

議案第3号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明させていただきます。議案については10頁、資料は20頁をお開き頂きたいというふうに思っております。

今回の改正内容は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、放課後児童支援員の資格要件であります、研修の実施主体が都道府県知事及び指定都市の長が行う研修に今回の改正で、中核市の長が行う研修が追加されたことに伴う、一部改正でございます。

ご審議方、宜しくお願いしたいと思います。以上です。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第10、議案第4号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、江差町介護保険条例等の一部を改正する条例について、でございます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の施行、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した等による介護保険料の減免額等に関する規定を整備するため、江差町介護保険条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

資料、議案11頁、資料21頁をご覧ください。昨年度、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、消費税増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者、いわゆる65歳以上の介護保険料を軽減する介護保険法施行令が改正されたことから、当町においても介護保険条例を改正し、昨年4月から適用して保険料を軽減してるところであります。今回の改正は、昨年度の軽減率を2年間にわたり、段階的に引き下げ、令和2年度から完全実施するもので、資料中段の改正の内

容（２）に記載があるとおおり、軽減割合の変更に伴い、第１段階の方が年額、２万２,５００円、第２段階の方が、３万７,５００円、第３段階の方が５万２,５００円に減額されるものです。これに伴い、本来の保険料は、約１,８００万が減収となりますが、国が５０％、道が２５％、町が２５％割合で、補填されることとなっております。本条例の施行日は、交付の日から施行し、令和２年４月１日からの適用としております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による、保険料の減免についてです。定例会資料２２頁をお開き下さい。新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主、主たる生計中心者の収入の減少を見込まれる介護保険第１号被保険者、６５歳以上の方に対して国の基準により、財政支援をするために条例の一部を改正するものです。減免の基準については、資料にあるとおおり、①新型コロナにより主たる生計維持者の死亡や重篤な傷病をおった場合は、全額免除となっております。②新型コロナの影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合については、事業収入などの減少額が前年の１０分の３以上あり、減少が見込まれる所得以外の前年所得が４００万以下であることが要件となっております。

また、減免の適用期間については、２月１日まで遡って実施されるもので、減免額につきましても申請内容により個々に算出されることとなりますので、被保険者に対して詳しくお知らせする必要があります。７月上旬に郵送する本年度の納入通知書と一緒に、分かりやすい内容のチラシを同封して確実なかたちで周知し、気軽にご相談してもらえる体制を作り対応をさせていただきます。なお、減少となる保険料につきましても、国からの調整交付金にて補填されます。本条例の施行日は、交付の日から施行し、令和２年４月１日からの適用となります。

以上、説明を終わらせて頂きます。ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、江差町介護保険条例等の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第11、議案第5号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、江差町上ノ国町地域創生事業など、8事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,602万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、61億9,215万5千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書17頁をお開き願いたいと思います。補正予算構成表でご説明申し上げます。

最初に江差町上ノ国町地域創生事業でございます。資料は26頁をお開き願いたいと思います。当町と上ノ国町、両町の特産品の開発、販路拡大や観光情報発信などに取り組むために設立する、江差町上ノ国町地域創生協議会の負担金でございまして、東京23区との連携による東京都大田区に大田フェスタへの参加経費と特産

品開発経費を上ノ国町と2分の1ずつ、負担することとしているものでございます。補正額は173万円、86万5千円が北海道市町村振興協会の補助金で残86万5千円が一般財源でございます。

次に、江差町まちづくりアドバイザー設置でございます。資料は27頁となります。かもめ島とその周辺の自然や歴史を活かしたまちづくり、北の江の島構想の具現化を推し進めるため、専門的知見から助言や提言を受けることを目的にアドバイザーを設置するものでございます。アドバイザーは、サツドラホールディングス他、各企業のアドバイザーの実績を有する、菅井研氏、を非常勤特別職として任用するものでございます。補正額は、31万8千円全額一般財源でございます。

次に、コミュニティ助成、尾山町隆政山、山車改修補助でございます。建造から52年を経過しておりまして、老朽化した山車のブレーキの改修と塗装の経費について補助をするものでございまして、コミュニティ助成の交付が決定となりましたので、補正をお願いするものでございます。補正額は、250万円、全額コミュニティ助成となっております。

次に、まるやまトレーニングコーナー機器設置でございます。資料は、28頁をご覧願いたいと思います。在宅型総合福祉施設まるやまのトレーニングコーナーには、複数機種のトレーニングマシンが設置されておりますけれども、トレッドミル、ランニングマシンでございますが、2台とも一部機能の故障がみられるため、新規で2台購入するもので、スポーツ振興くじ助成金の交付が決定したことから補正をお願いするものでございます。補正額は、327万5千円、202万6千円が助成金で、残124万9千円が、一般財源でございます。

次に、経営所得安定対策でございます。経営所得安定化対策の推進活動費のうち、江差町農業生産協議会が行う現場での推進活動や、要件確認などの経費を協議会に間接補助するものでございます。補正額は81万6千円、全額道支出金となります。

次に、五平橋改修整備でございます。資料につきましては、29頁となります。五平橋の改修については、当初予算で鋼材の接続箇所ボルトの取り替え工事の実施設計と工事請負費を計上してございましたが、実施設計において詳細調査をおこなったところ、添接板、これの厚さが腐食により基準を下回っていることが判明したことから、添接板の取り換えと落下防止のための工事を行うこととし、当初予算からの増額分につきまして、今回、補正をお願いするものでございます。補正額は336万7千円、全額一般財源でございます。

次に、学校における新型コロナウイルス感染症防止対策でございまして、小学校分と中学校分の補正と分かれてございます。資料は、30頁をお開き願いたいと思います。児童生徒の学校における感染を防止するため、消毒用アルコールや非接触型体温計、手を触れなくても液体せっけんを手にとれるソープディスペンサーなどの用品を購入する他、夏場でもマスクを着用して授業を受けることとなりますこと

から、熱中症対策、あるいは換気対策として、扇風機を各教室などに配置するもの
でございます。補正額は、小学校費で256万6千円、国庫補助金が4万2千円
で、残252万4千円が一般財源でございます。中学校費では、補正額145万
5千円に対し、国庫補助金が2万6千円、残142万9千円が一般財源ございま
す。補正額合計では、1,602万7千円で、国庫支出金が6万8千円、道支出金が
81万6千円、その他特定財源が539万1千円、一般財源が975万2千円とな
るものがございます。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありま
せんか。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。

「小野寺議員」

小中学校の感染症防止対策について、お聞きしたいと思います。この間、説明あ
りましたが、確認も含めて質疑させていただきます。扇風機、各教室、2台を整備とい
うことでもあります。あくまでも、感染症防止対策ですので、多分、それほど気温が
上がっていなくても、扇風機を使う。つまり、窓は全部開ける、そういう対策をと
る、という前提で、今回、扇風機の設置だと、この間の説明ありました。これは、
これで、了解と致します。

それで、質疑です。一般質問で、飯田議員の私、聞いてお恥ずかしかったん
ですが、この数字、資料で頂きました網戸の設置状況、こんなに厳しい大変な状況とい
うのは、改めてこの資料を見て分かりました。扇風機を付ける、窓を開ける、網戸
も含めて、先程の質疑、とてもでないけれど、これ我慢できないと思うんですが、
いいです、一般質問、それはお聞きします。仮に、仮にで聞いて頂きたい。仮に、
この網戸、大体引き算すれば、725の窓があって網戸が266だから、差引い
て、約460ぐらい、これが網戸が無いというふうに考えていいですよ、多分
ね。各学校によっては、構造が違うから全て同じようなことは言えないのかも知れ
ませんが、多分、担当段階の方では、もし、網戸を付けたらいくら位のお金
が掛かるか、それは当然、積算しているかと思うんですが、どれぐらいの金額にな
るのか教えて頂きたい。

(議長)

はい。学校教育課長

「学校教育課長」

網戸の設置予算に関するご質問でございます。現状としますと、まだ、そこまでの積算には至ってございません。

以上でございます。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

これ、社文で、多分、確か、取り上げていましたよね、これね。議長、これね。

(議長)

小野寺議員、質問して下さい。

「小野寺議員」

議会で、ね、委員会の何回かの事務調査、もちろん、その事務調査の報告は、義務付けではないにせよ、議会としての、きちっとした意思、それから、この間、同様の質問があった、大ざっぱに、どれぐらいかというのを調べてないというのは、大体のところ、どうなんですか。大体のところ。しかもですよ、仮にもし、これは担当課というのは難しいと思います。副町長、町長、仮にですよ、2次補正で、改めてまだ配分額が決まっていないと思いますが、前回の1兆円、江差で7千800万でしたか。例えば、2次補正でこれを一気に網戸を付けるとか、そういうことも含めて、当然、対策の1つとしては考えられなかったんでしょうかね。これ担当課ではないですよ。そして一気に、2次補正で、国の2次補正で付けるということも含めて、これは町長の決断だろうと思うんです。お聞きしたいと思います。

(議長)

はい。教育長。

「教育長」

網戸に関してでございますけども、過去に学校の調査等で網戸につきましては、学校の整備補修についての報告書も出ております。それで、網戸についてはですね、はっきりとした積算はしていないというのも事実でございます。これについて

は、今後早急にですね、積算をして参りたいと思いますけども。それで、2次補正に関する点でございますけども、これにつきましてはですね、今後また、今回、扇風機につきましては、学校要望、一番優先順位が高かったというふうなことから、優先的に予算化して頂きました。今後につきましてはですね、網戸については、学校要望に基づき、全部が全部、必要だと言う訳ではございませんので、緊急的にもし、やらなきゃない箇所があるのであれば、そのあたりもですね、学校と十分協議しながら、私ども予算要求して参りたいと考えておりますので。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。教育委員会のご見解は分かりました。あと、町長、副町長、そのことも含めてしっかりとした対応をお願いしたいと思いますが、はい。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員から、財源対策というか、学校における新型コロナウイルス感染症防止における、特に網戸に関しての部分のご質問を頂いたかというふうに思います。第2次補正予算を活用したコロナ対策というのは、先程、一般質問の中でも、申し上げましたとおり、今、精査をしている段階で、どう積み上げて、そして国の財源、国の交付金がどれだけ我が町に配分されるかというのを見極めながら、優先順位をつけておこなっていかねばならないものと考えています。そういう中で、学校対策がどうあるべきか、ということも、全体の中から考えていかねばならないなというふうに思っております。特に、今回の扇風機の予算につきましては、急がれる予算というところですね、それを先行してやったということで、ご理解を頂きたいなというふうに考えています。その他にも当然、小野寺議員、ご存じだというふうに思いますけれども、文部科学省なども通じてですね、学校ごとに100万円、最低100万円をコロナ対策に配分するというような方針も国から示されています。どの財源を活用して、学校対策をしていくのかということは、全体の財源対策の中で、考えなければならぬものと考えておりますけれども、いずれに致しましても、コロナ対策で必要な学校の対策をしっかりと、町としても対応して行きたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

次に、出崎議員。

「出崎議員」

はい。議長。

まちづくりアドバイザー設置事業についてお伺いします。資料の27によりますと、職務も書いてあって、それで補正予算額として、報酬が2万円、旅費29万8千円が計上されております。

この報酬の少なさに驚いているんですが、私もコンサルの会社に勤めていた経緯もあります。どうして、この金額になったのかなということと、どういうやり方をするのか、教えて頂ければと思います。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

出崎議員から江差町まちづくりアドバイザー、報酬の少なさ、あるいは、どういうやり方ということのご質問がありました。

まず、菅井氏を今回のアドバイザーに要請した経緯を説明しながら、お答えしたいと思います。資料にあるとおり、菅井氏に関しては、八雲の地域おこし協力隊として入っておられました。当時から、道南の江差町に対する魅力、これに関して、非常に興味を持っておられたというお話です。昨年11月にお会いした際に、江差町のまちづくりに支援していきたいというお話を頂きました。今回の行政報告でもさせて頂きました、例えば、サツドラホールディングとの包括連携協定、これも菅井氏の調整に基づくものです。先程ありましたように、いくつかの大手のアドバイザー、あるいは顧問をしている中で、江差町の今、弱い点を民の力を借りて実施していくと、いうところでの調整役をお願いしたいと思い、今回要請し了解を得ました。先程、お話したように相手方からの申し出もあります。というのが1つあります。もう1つは、成果品を求めている訳ではないということで、いろんな角度からアドバイスを頂きながら、まちづくりに生かしていきたいというふうに考えてますんで、町の条例、その他の委員と同じ金額で、年10回、今年10回分の江差までの旅費、あるいは日当、報酬を今回計上させて頂きました。

どういうふうなというお話は、先程、説明したとおり、まちづくりに対するアドバイスをして頂くということで、ご理解いただきたいと思います。

(議長)

いいですか。はい。

他に質疑希望、ありませんか。

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、原案に賛
成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第9号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第6号)につい
て、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第9号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第6号)について、ござい
ます。

今回の補正の内容につきましては、陣屋円山地区町有地法面崩落防止及び江差北
小学校浄化槽蓋受枠取り換えに係る経費の補正をお願いするものでございまして、
歳入歳出予算の総額にそれぞれ、7,574万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ、62億6,790万3千円とするものでございます。併せまし
て、地方債の補正をお願いするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議
の上、議決頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」（補足説明）

それでは議案書でございますが、その2の方の3頁をお開き願いたいと思います。

まず最初に、陣屋円山地区町有地法面崩落防止でございます。資料はこちらもその2でございますが、1頁の方をお開き願いたいと思います。場所でございますが、町営住宅円山第3団地の上の方でございますが、振興局のあたりから、南が丘方面に向かって、3、40メートルほど行ったところ、そこ左に入ったところの法面でございます。こちらの法面でございますが、これまでも、度々、崩落が発生しており、都度、復旧工事をおこなって来たところでございますが、次々と、新たな箇所が崩落して来るといった状況の法面でございます。この度も、資料にありますとおり、3箇所が崩落していることが確認されましたので、その3箇所の復旧工事の検討を進めると共に、並行して補助や起債などの財源がないか、今一度、模索していただくところでございますが、緊急自然災害防止対策事業債において、急傾斜地崩落対策事業、この事業が令和元年度と2年度の2カ年に限り対象となることとなっていましたので、起債を活用して、抜本的な崩落防止工事をおこなうこととしたものでございます。

工事の概要でございますが、既存法枠の撤去と法切り暗渠と法枠の工事でございますが、この急傾斜地崩落対策事業、この事業の採択基準対象事業が事業費7千万未満のものとなっていることであったため、道路に面した部分のみの工事をするとしてございます。この度、国の方から事業計画の承認があったことから、工事費と実施設計の委託費につきまして補正をお願いするもので、補正額は7,454万8千円、6,970万円が起債で、残り484万8千円が一般財源でございます。

次に、江差北小学校浄化槽蓋受枠取り換えでございます。資料の方は、その2の2頁となります。浄化槽の鋼板の蓋とそれを受ける受枠が、腐食が著しく浄化槽点検時に崩れてしまった蓋もありましたことから、5箇所の蓋と受枠を取り換えるもので、補正額は120万円、全額一般財源でございます。補正額合計では、7,574万8千円で、地方債が6,970万円、一般財源が604万8千円となっております。

次に、7頁となります。第2表の地方債補正でございます。ただ今、ご説明申し上げました陣屋円山地区の町有地法面崩落防止、こちらに係る起債の追加でございますが、限度額を6,970万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は、起債のとおりとなりますので、割愛させて頂きたいと思っております。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありま

せんか。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。陣屋円山地区の法面の崩落防止についてお聞きしたいと思います。前にも、もしかしたら予算決算等で聞いたかも知れませんが、資料の12、カラー写真を見て、課長にお聞きしたいと思います。前にこの近くの人から、測量しているという話も聞いたので、手、係るのかなというふうに思っていました。それで、この写真を見まして、今日、提案するその50メートルの延長50メートル、それで更に、図面を見ると左の方向、30メートルか40メートルか、更に、左の方ですね。私、てっきりここも該当になるのかなと、勝手に思ってたんですが、今回の施行箇所、それはそれで了解致しますが、私の今言いました、更に、左の方に伸びる法面、これは、町もご存じだと思いますが、結構、崩落しております。現状、どのように見ていらっしゃるのか。それから、この土地、町有地なんではないか、裏面ね。そうすると、該当するその家屋、土地の現在、住んでいる方からも、話はあると思うんですが、現状、どのように見ているかということと、今後、どういうふうにこの対策をとろうとしているのか。今回の補助事業にはのっからないと、先程、限度額の話も出ました。私、ほっとけない現状じゃないのかなというふうに思ひまして、質疑させていただきます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

小野寺議員から、ただ今、奥の方と言いますか、資料で言いますと、左側の方の箇所の部分の対応について、ご質問があったと思います。まず、ここの法面でございますが、宅地造成をおこなった後の法面でございます。宅地造成終了後に、町の方に帰属になっていることで、その辺の一体の法面の方は、町有地普通財産ということで管理しているものでございます。それで、その奥の方でございますが、私も何度も現地を確認しております。相当、広範囲で確かに崩落しているというようなことは確認してございます。ただ、そのあそこは、ワイヤーネットを張ってございますし、フェンスもあります。それから、斜面としては、真っすぐな斜面でございます。崩れては来ておりますが、溜まるってというような下降で、崩れてきても溜まって来ていると、その溜まっているのを数年に一度なりを、除去しているという対応を今現在して来たところでございます。一方、今回、工事する箇所ござ

いますが、真っすぐな斜面ではなくて、ちょっと段が途中でついています。上の方が崩落しますと、その段のところで跳ねて、道路の方まで飛んで来て、車なり人なりが危険なような状況になってます。また、写真でも見えるかと思うんですが、上の方のトラフがまる見えになっていると、そういったことで、こちらの方が優先度が高いのかなと思っております。当初ですね、その奥の方まで法面、抜本的なやりたいなと私の方も考えてございまして、いろいろ積算をお願いしたところ、1億5千万程度等々ということございまして。それで、当初、そちらの金額、そちらの工事範囲で、進めて行こうと模索してたところですが、先程も説明あったとおり、今回のその起債の事業の採択基準が、7千万未満、そういうこともございまして、本庁の方とやり取りしながら、7千万ということで、最大限施工が可能な場所ということで、資料にお示ししているこの道路の付近のところをやらして頂くと、このような状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。

「小野寺議員」

議長。議長。議長。議長。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。それで、課長、教えて下さい。よく急傾斜地等々、あれは、自然の、自然の土地で傾斜度だとかいろいろ一定の基準でこれは危険だとかありますね。これは、前から説明しているとおり、宅地造成、ということであるので、その法律ではないけれども、やはり危険だという意味での今回、こういうふうな対象になって、しかし金額としては、上限にあるのでということでした。しかし、だからと言って今の課長の説明ですと、一定の危険性は認めてる。ただそれは、どういう基準があるのか。ここまではいいけれども、これだけ駄目、たまたま予算上で今回、道路の方から入り口から50メートル、予算がないので同じ危険性は認めるけれども、そっちはちょっと待ってねと。住民にとっては、それ、とてもでないけれども、そんなことは納得出来ませんよ。何らかな、危険性をもし認めているのであれば、しっかりとした対策を、ましてや後背地が寄贈とは言え、寄付とは言え、現時点では町有地、町の責任ですよ。なので、対策をどう考えてるかということ、そもそも、その危険性というのは客観的に何か図るもの、ちょっと待ってねと言う、それにしたって一定の基準がないとですよ、住んでいる方はヒヤヒヤ、もう、とてもじゃないけれども寝てられないですよ。危険性が認められたけれども、お金が足りなかった。これはやっぱり、早急な対策が必要だと思うんですが、どう考えますか。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

少しだけ、せっかくの機会ですから、小野寺議員は知っているとおりに、人工による民間の宅地造成した箇所であって、人工的に削った崖なものですから、実は、治山事業の延長を要請をして動きをしました。この上をずっとやって来たんですけどね、そちらは、治山事業で出来たんですが、この場所を建設管理部と言いますか、振興局の担当も全部、見学させながら治山事業の追及をして来た訳ですけども、人工の壁で危ないからと言って治山事業にはならない、人工の壁だからと、こういうことが1つ。それから、今言った箇所については、これまでも、縷々応急の対策も含めてやって来た箇所でありますけれども、かなり広範囲にわたっているんで、それ相応の面積をやりたいということで、治山事業に変わる財政課長も言いましたとおりに、有利な補助事業というか、こういったところを追求したところ、何とか振興局の力も借りつつ、起債を100%入れられる自然災害うんぬんというもので、後から7割交付税でバックする、こういったものにハードルは高かったんですが、当該箇所も振興局が見た上で、何とかクリアされたと、こういうことで内示を受けて、また、これ。次の奥の方については、前半のこの今やる箇所は、石ころが落ちて来ると、ドンドンとまさしく、通行車両や通行人に当たる箇所でもあるという現場でありますので、優先的にまずここをやらせて頂く。それに引き続く左側については、十分検討していきますし、危険度は十分注意を払いながらやっていきますし、今後、どういう対策を取るのかも改めて、検討させて頂く。

以上でございます。はい。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。分かりました。正し、日常的にも何らかな形で、定期的にしっかりと、状況も把握しながら、必要な部分については、それは、応急処置の部分かも知れませんが、それは、当然、やると、いうことで、宜しいんですね。宜しいんですね。はい。分かりました。はい。

(議長)

終わりました。

他に質疑希望ありませんか。質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第6号)について、原案に賛
成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

2時5分まで、休憩致します。

※休憩中

再 開 14:05

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

日程第13、議案第6号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)に
ついて、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」（提案説明）

議案第6号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、令和3年度から令和4年度に委託する水道管路システム構築委託業務に係る債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

「建設水道課長」。

「建設水道課長」（補足説明）

それでは、私の方から、補足説明申し上げます。議案書は、30頁をお開き下さい。定例会資料につきましては、31頁のNo.10となります。第1表債務負担行為補正でございます。30年度の水道法の一部改正により、令和4年の9月までに、管路の属性ごとの延長を示した調書や、水道施設の全体を把握するための配置図などを網羅した水道施設台帳の作成、保管が義務付けとなりました。このことに伴いまして、本年度から令和4年の9月までに、水道施設台帳整備のための水路水道管路システムの導入を図るものでございます。今年度の事業費につきましては、当初予算で計上しているところでございますが、この程、次年度以降の事業費見込み額が決まりましたことから、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。事項につきましては、水道管路システム構築委託業務でございます。期間につきましては、令和3年から令和4年、限度額につきましては、650万となりますので、宜しくお願い申し上げます。

説明は以上となりますので、ご審議方、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います

が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第7号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他建設工事委託に関する協定の締結について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第7号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の締結について、でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または、処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事に係る委託協定を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。協定の内容につきましては、委託の対象江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事、工事場所、江差町字砂川411番地6他、事業費、1億7,920万、委託期間、令和2年度から令和3年度、委託の相手方、東京都文京区湯島2丁目31番地27号、日本下水道事業団、代表者理事長、辻原俊博でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありま

せんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他建設工事委託に
関する協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第8号、財産取得について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第8号、財産の取得について、でございます。議会の議決に付すべき契約及
び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が700
万円以上の財産を取得するため、議会の議決を求めるものでございます。内容につ
きましては、取得する財産、戸籍総合システム一式、取得価格1,038万2,918
円、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備考資金組合、組
合長、棚田孝夫、でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号、財産取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、選挙第1号、江差町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によ
り、指名推薦としたいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。選挙方法については、指名推薦で行うことに決定致しまし
た。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。議長が指名することに決定致しました。資料の配布のた

め、暫時休憩致します。

※休憩中（14：12）

※再開（14：13）

（議長）

休憩を閉じて、再開致します。選挙管理委員には、松崎仁氏、若浜崇氏、齋藤繁憲氏、横野晃一氏、以上の方を指名致します。

お諮りします。ただ今、議長が指名した方を、選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認めます。よって、ただ今、指名致しました、選挙管理委員には、松崎仁氏、若浜崇氏、齋藤繁憲氏、横野晃一氏、以上の方が、選挙管理委員に当選されました。

（議長）

日程第17、選挙第2号、江差町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定致しました。お諮りします。指名方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認めます。議長が指名することに決定致しました。資料の配布のため、暫時休憩致します。

※休憩中（14：14）

※再開（14：15）

（議長）

休憩を閉じて、再開致します。選挙管理委員補充員に第1順位、橋野一巳氏、第2順位、中島幸恵氏、第3位順位、澤口純一氏、第4順位、辻佳哉氏、以上の方を指名致します。

お諮りします。ただ今、指名を致しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、ただ今、指名致しました、選挙管理委員補充員は、第1順位、橋野一巳氏、第2順位、中島幸恵氏、第3位順位、澤口純一氏、第4順位、辻佳哉氏、以上の方が、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

（議長）

日程第18、発議第1号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題と致します。

（議長）

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

少数です。

第1号に、異議なし、直ちに採決、発議第1号については、原案のとおり、決定

することに賛成の方の挙手を求めます。
挙手少数であります。よって。

「飯田議員」
何々、違うど。

(議長)
少数だべ。

「事務局長」
いいです。はい。

「飯田議員」
議長、もう1回。6人でしょ。

(議長)
なあしたって。

「事務局長」
今、5人で、少数ですけども。

(議長)
何が、間違ってたがい。意見のある方は、はっきり言って。

「飯田議員」
6人という、確認ですよ。

(議長)
何したって。もう1回、休憩する。

※休憩中

※再開

(議長)
休憩を閉じて、再開致します。直ちに採決致します。
発議第1号については、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めま

す。

(議長)

挙手、少数であります。

発議第1号については、原案のとおり否決されました。

(議長)

次に、日程第19、発議第2号、日本政府核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

次に、日程第20、発議第3号、2021年度地方財政の充実、強化を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第21、発議第4号、「子ども貧困」解消など教育予算確保、拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、教職員の超勤、多忙化解消、「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第4号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第22、発議第5号、2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第5号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第23、発議第6号、「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第6号については、原案のとおり、決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、発議第6号については、否決されました。

(議長)

日程第24、発議第7号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書の提出を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案について、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第7号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第25、発議第8号、新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の拡充、強化を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案について、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第8号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第26、発議第9号、令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。本案については、議長を除く全議員による発議であります。

従いまして、議長、監査委員を除く、10名の議員を委員として構成する令和元年度、江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和元年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることとし、また、審査にあつては、地方自治法第98条第1項の規定より、検閲検査の権限を特別委員会に委任したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、議長及び監査委員を除く10名の議員を委員として構成する、令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和元年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることとし、また、審査にあつては、地方自治法第98条第1項の規定により、検閲検査の権限を特別委員会に委任することに決定致しました。

(議長)

以上で会議を閉じます。

令和2年江差町定例会を閉会致します。

大変、皆さん、協力ありがとうございました。

ご苦労さんです。

閉会 14:27

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員